

第6章 し尿処理事業

1 概説

(1) 収集

① し尿

収集主体	許可業者	市直営
業者数	17社	—
収集区域	※児島地区を除く全市 責任体制の確立を図るため事業者ごとに 収集区域を指定	児島地区
収集形態	計画収集（定期収集）を基本 ※ 随時収集（電話依頼等）にも対応	
収集量の割合	82%	18%
処理手数料 （第9章 30参照）	倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条 例第11条第1項第4号に定める額を超 えない範囲で、業者の定める料金	・汲み取り量による従量 制料金（条例） ・経済変動などを考慮 し、必要に応じて改定（ 倉敷市廃棄物減量等推進 審議会）
市補助金 （第9章 30参照）	市民負担の軽減を図るため、昭和47年 10月から補助金制度を採用（業者へ交 付）	

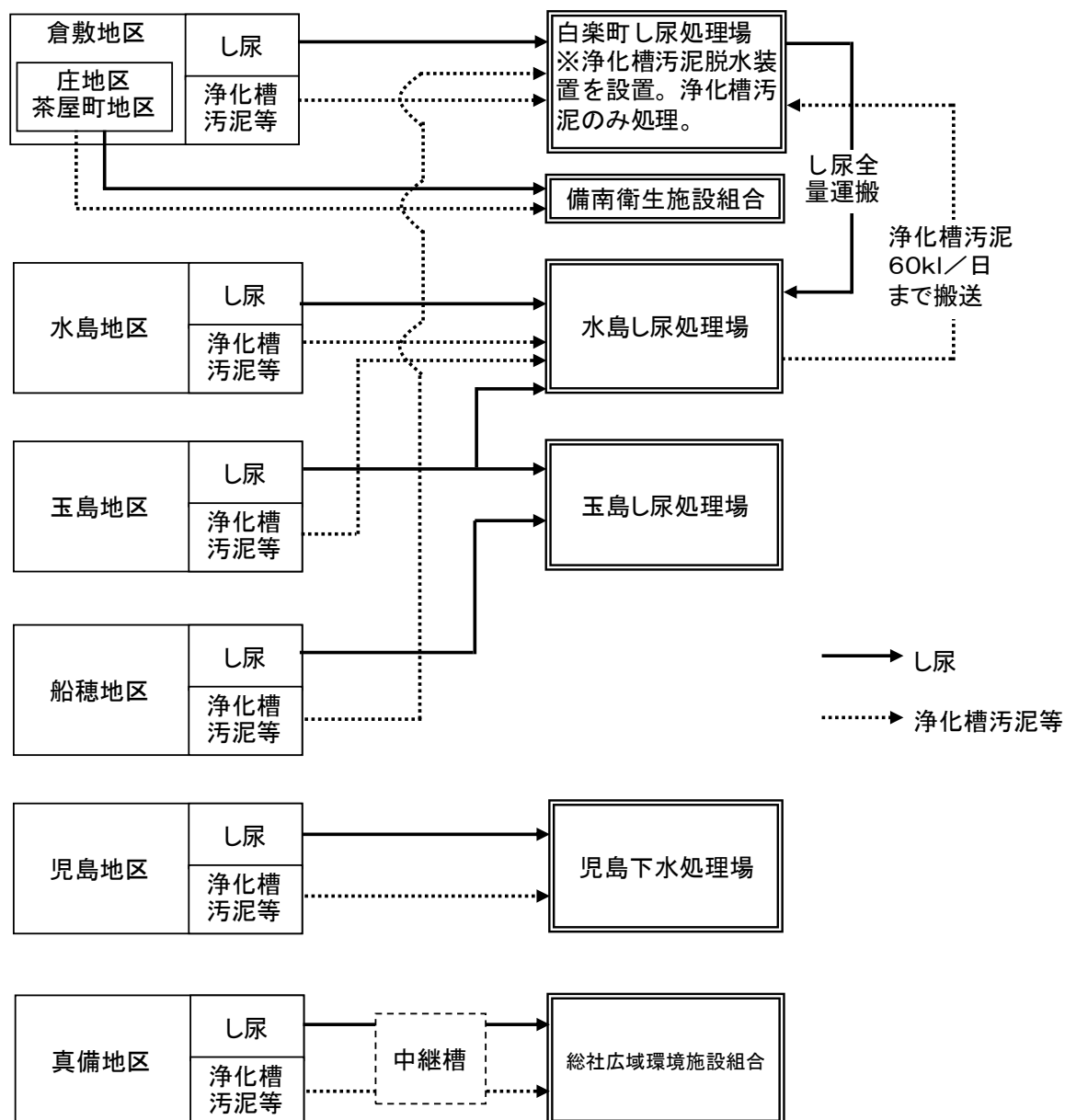
② 浄化槽汚泥

収集主体	許可業者
業者数	18社（し尿兼業17社＋浄化槽専業1社）
収集区域	倉敷（庄・茶屋町除く）水島地区12社／庄地区1社／茶屋町地区1 社／玉島地区3社／児島地区1社／真備地区1社／船穂地区1社の収 集区域指定
収集形態	計画収集（定期収集）を基本
処理手数料	業者の自主料金による

(2) 処理

本市のし尿処理は、し尿と浄化槽汚泥を混合して処理している。前処理段階まではリサイクル推進部が担当し、その後は下水道部（下水処理場へ投入）で対応している。なお、小型合併浄化槽の普及による浄化槽汚泥量の増加に対応した適正処理を行うため、平成8年12月に白楽町し尿処理場に浄化槽汚泥の脱水設備を設置した。

平成28年4月から下水道整備の進捗と施設の老朽化から、船穂長崎中継槽を廃止した。



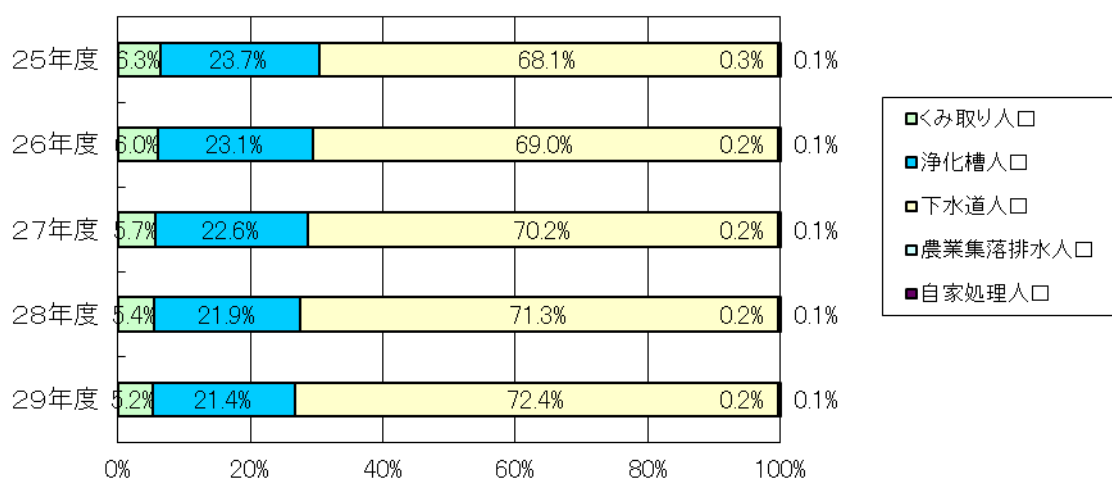
2 し尿・浄化槽汚泥処理計画

(1) 処理人口・世帯数

(平成30年3月31日現在)

区 分	人 口	世 帯 数
く み 取 り	24,932人	12,166世帯
浄化槽(水洗)	103,205人	31,061世帯
下水道(水洗)	349,398人	152,291世帯
農業集落排水	1,164人	439世帯
自 家 処 理	478人	152世帯

(2) 処理人口の推移



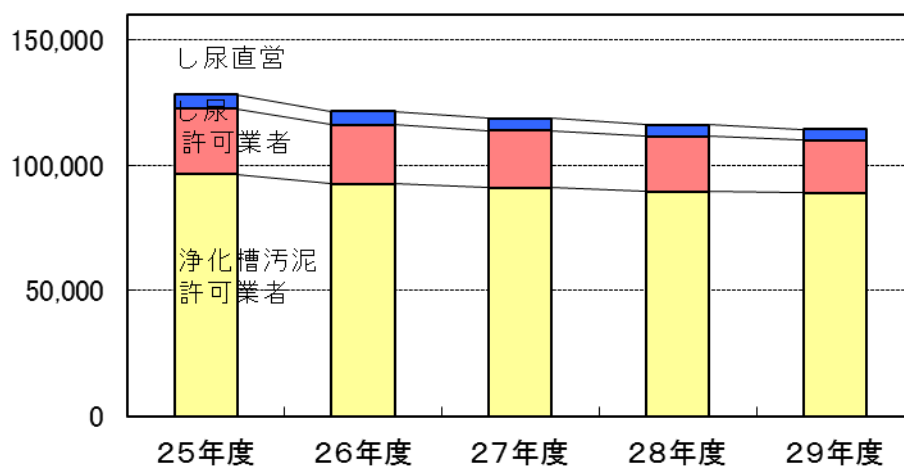
単位：人

	処理区域 人口	ぐみ取り人口	浄化槽人口	下水道人口	農業集落 排水人口	自家処理 人口
25年度	483,134	30,651	114,538	328,896	1,226	582
26年度	483,537	28,907	111,779	333,794	1,200	559
27年度	483,547	27,558	109,312	339,559	1,187	530
28年度	483,576	26,266	105,880	344,779	1,166	503
29年度	482,790	24,932	103,205	349,398	1,164	478

3 し尿・浄化槽汚泥排出量

(1) 年度別推移

(単位：kℓ)



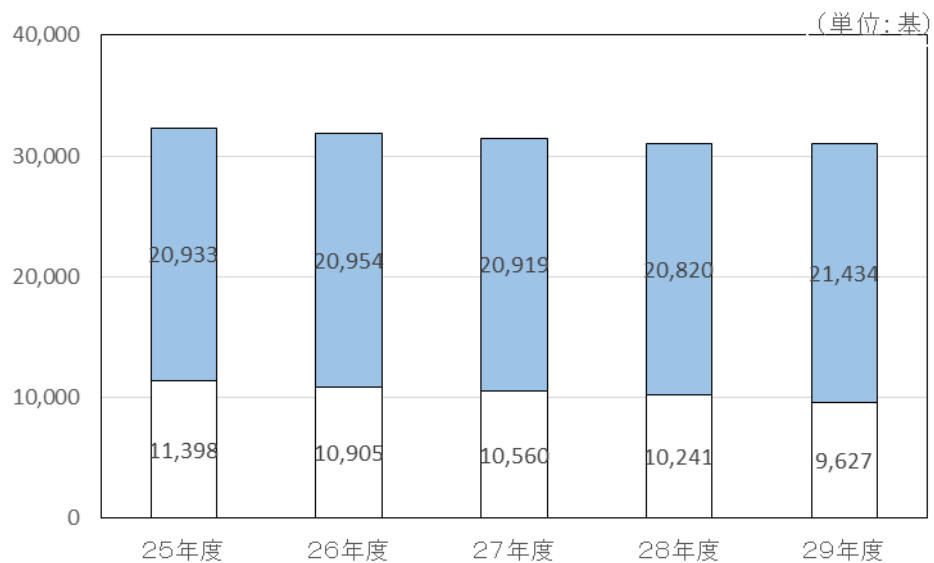
区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
浄化槽汚泥	96, 413	92, 489	91, 017	89, 598	88, 876
し 尿	31, 841	29, 074	27, 771	26, 500	25, 566
	許可業者	26, 168	23, 739	22, 882	21, 956
	直営	5, 673	5, 335	4, 889	4, 544
合 計	128, 254	121, 563	118, 788	116, 098	114, 442

(2) 地区別，人口及び排出量（平成29年度）

(単位：人〔収集量はℓ〕)

	全市	倉敷	水島	児島	玉島	庄	茶屋町	船穂	真備
処理区域人口	482,790	198,764	88,887	69,340	63,744	15,230	16,421	7,644	22,760
し尿	人口	24,932	4,141	2,907	8,218	4,712	788	394	712
	量	25,566,307	4,620,600	4,340,700	4,563,877	5,811,300	1,610,400	491,340	702,990
浄化槽	人口	103,205	39,637	9,221	11,680	15,603	11,880	4,206	2,261
	量	88,876,040	27,643,800	17,865,900	8,697,930	12,890,200	6,811,360	2,925,310	1,677,780
下水道人口	349,398	151,109	75,221	53,190	41,125	3,223	11,528	3,933	10,069
農業集落排水	1,164	355	0	0	0	0	0	518	291
自家処理人口	478	80	21	102	175	53	12	35	0

4 浄化槽基数の推移



	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
単独処理浄化槽	11, 398	10, 905	10, 560	10, 241	9, 627
合併処理浄化槽	20, 933	20, 954	20, 919	20, 820	21, 434
合計	32, 331	31, 859	31, 479	31, 061	31, 061

5 し尿処理施設別処理量 (平成29年度)

(単位: kℓ)

		全市	倉敷	水島	児島	玉島	庄	茶屋町	船穂	真備
白楽町 し尿処理場	し尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽	44,392	27,644	15,070	0	0	0	0	1,678	0
	計	44,392	27,644	15,070	0	0	0	0	1,678	0
水 島 し尿処理場	し尿	9,599	4,621	4,341	0	637	0	0	0	0
	浄化槽	15,687	0	2,796	1	12,890	0	0	0	0
	計	25,286	4,621	7,137	1	13,527	0	0	0	0
児 島 下水処理場	し尿	4,564	0	0	4,564	0	0	0	0	0
	浄化槽	8,697	0	0	8,697	0	0	0	0	0
	計	13,261	0	0	13,261	0	0	0	0	0
玉 島 し尿処理場	し尿	5,877	0	0	0	5,174	0	0	703	0
	浄化槽	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5,877	0	0	0	5,174	0	0	703	0
備南衛生 施設組合 (清鶴苑)	し尿	2,101	0	0	0	0	1,610	491	0	0
	浄化槽	9,736	0	0	0	0	6,811	2,925	0	0
	計	11,837	0	0	0	0	8,421	3,416	0	0
総社広域環境 施設組合 (アクアセンター吉備路)	し尿	3,425	0	0	0	0	0	0	0	3,425
	浄化槽	10,364	0	0	0	0	0	0	0	10,364
	計	13,789	0	0	0	0	0	0	0	13,789
合 計	し尿	25,566	4,621	4,341	4,564	5,811	1,610	491	703	3,425
	浄化槽	88,876	27,644	17,866	8,698	12,890	6,811	2,925	1,678	10,364
	計	114,442	32,265	22,207	13,262	18,701	8,421	3,416	2,381	13,789

6 一般廃棄物処理業等合理化事業

公共下水道等の整備により、し尿処理業者の業務量が減少していく中、し尿処理業者の経営の基礎となる諸条件に著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化をはかるために一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下、「合特法」と言う。）が昭和50年に制定された。

本市では、合特法の趣旨を鑑み、し尿処理業者の転廃業を円滑に進め、し尿の収集・運搬体制を適正規模に縮小するため、平成11年度に旧市内のし尿処理業者と覚書を締結し、代替業務を提供することで支援することとし、家庭ごみの収集運搬業務を主とし、下水道管きよの清掃業務などをし尿処理業の代替業務として提供している。

平成22年度に第11次下水道整備五箇年計画（平成23年度～平成27年度）が策定されたことを受け、倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画の策定を目的に、平成22年6月に倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業審議会条例を制定し、8月には同審議会を設置した。

同審議会において「倉敷市の合理化事業のあり方」と「これまでの合理化事業の清算」について審議され、5回の審議を経て、同審議会より答申が提出された。この答申を基に市内のし尿処理業者と協議を実施し、第1次倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画を策定し、平成24年2月に岡山県知事から承認を受けた。

この計画により、規模の適正化（収集車両の計画的な減車）とし尿及び浄化槽汚泥収集量の減少に伴う代替業務の提供を行う合理化事業を実施することになった。